

静岡県

労働研究所

会報

〒422-8062 静岡市稲川 2-1-33

清水起業ビル3階 静岡県評内

静岡県労働研究所

Tel.054-287-1293 Fax054-286-7973

E-mail.kenpyo@mail.wbs.ne.jp

http://shizuokaroken.cool.ne.jp/

参加者のもう一層の拡がりを期待します！

生活保護制度改革の

問題点と方向

発表者 布川 日佐史

(静岡大学教授・所長)

8月20日
(金)

今回の研究発表について、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の一員として布川所長から問題と論点の提起があり、生活保護費と基礎年金や最低賃金の関連を具体的に報告されました。

生活保護をめぐる動き

まず、低所得・貧困の基準から説明し、生活保護は、「消費水準均衡方式」に基づいて給付額を改定してきた。具体的には、一般勤労者世帯の一人当たり消費支出額と、被保護勤労者世帯の一人当たり消費支出額を比べると、後者は前者の68・69%で均衡しているように生活扶助の給付額を決めている。このように国民の消費水準を下に相対的に決めていくことから、この相対的な低所得・貧困基準を下にしてみると①消費もしくは所得の水準が生活保護基準以下の世帯は、全世帯の30%ほど存在する、②フロー(所得)だけでなく、ストック(資産)も生活保護の適用要件を充たす世帯は、全世帯の8〜10%ほど存在

要となっている。

生活保護改革をめぐる議論

り、(1)50年ぶりの制度改革だともうり物入りで昨年8月に設立された専門委員会だが、厚労省事務局が求めてきたのは、生活扶助基準額の抑制、高齢・母子加算の廃止で、論拠は、一般低所得世帯の消費実態と比べ、生活扶助給付額の方が高いということである。(2)専門委員会では、昨年12月の中間とりまとめで、高齢加算については廃止を含む見直しを提起した。この4月から高齢加算の縮減が始まった(全国で600件の行政不服審査請求がおきている)。(3)今年になってからの専門委員会は、保護の要件や自立支援について、積極的な議論をしてきた。改革の方向は「入りやすく、出やすい、生活再建型、自立支援型」の改善の検討。内容は①雇用が不安定化し、生活保護よりも前に位置づく社会保障の金銭給付・サービス給付が不十分でありかつ削減され続ける下

する、③実際に生活保護を利用している世帯は、全世帯の1%ほど存在する、更に「第2次の

では、最後のセーフティネットたる生活保護の役割が大きくなるのは当然である。②生活保護にアクセスしやすく、早めに利用してもらう制度にする(資産、扶養義務)③利用者が短期間で自立できるように、出やすい仕組みを作る(勤労控除、貯蓄)。この基本方向が専門委員会内部で、ほぼ合意している。ただし内容としては、財政制度等審議会の建議とは逆の方向であり、厚労省事務局との間で、まとめが難航し、最終報告の提出は秋に延期された。

議論から改革に向けて

そこで、専門委員会の外の動きをどう作り上げるか、を提起。①国と自治体はどう妥協点を見つけ出すか?(自治体財政問題―国庫負担の切り下げで、自治体側が反発。厚労省と自治体代表の巻き返し)②運動体の側が「入りやすく、出やすい制度」をめざした国民的な合意を作り上げていけるか?がこれから重要となってくる。(生活保護受給団体(生活と健康を守る会など)として動きが作れるか、自治体労働者、現場機関担当者の団体での動き、社会保障改革、福祉改革の中に拡がりができるか)

このように問題点と方向を提起

し、論点を確認し、生活保護の重要性とその限界について、もう一度考え直す必要性を感じている、と問いながら幾つかの点を報告しました。(1)格差(低所得者層や貧困)が拡大してきたといわれる社会の中で、制度はあっても機能せず、がどういう意味を持つのか? 財政等審が望むように、一層制限的にすることは、どんな意味を持つのか?(2)専門委員会の言う「入りやすく、出やすい制度の改革する」ことの意義は? ①全世帯の10%を対象にできるか(福祉事務所の体制整備や自立支援の仕組みの無いままでは)、②生活保護制度が全部担うべきなのか? ドイツでは、児童手当、住宅手当などが低所得者世帯向けに実施、失業手当、失業扶助社会扶助が重層的に構築されている。こうした制度がわが国に無いので、生活保護制度でやるしかない! のか? これで他の社会制度の改革、拡充が進むのか?(3)「出やすい」ということにリアリティーがあるか? 「不安定雇用+生活保護」という生活スタイルが長期化せざるを得ないケースが実際には多くなるだろう。(4)貧困とのたたかい、格差の是正を社会運動の課題にするにはどうしたら良いか? (5)生活保護改革が、格差拡大を押しとどめ、自分の生活を良くするのか、それとも「弱者のために、怠け者のため負担だけが増える」と理解されるのか?(6)「怠け者の判断基準作りか」、「努力のできない実態を受け止めるか」、稼働能力の活用をどう扱うか? 保護申請に当たって、稼働能力を活用し、努力していなければ現状では?

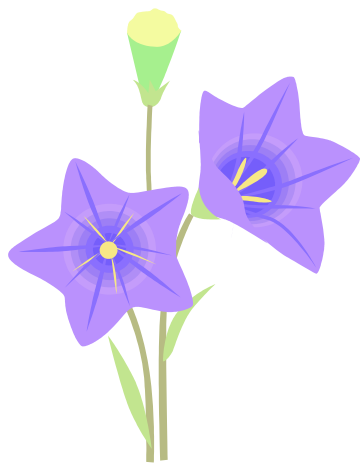
生活保護の受給はできない、また、保護受給者は、能力を活用しなければ保護は停・廃止される。能力の活用判断基準は自治体によって異なり、大きな問題を起こしている。改革が単に客観的な基準作りを目指すのではなく、経済的事情や精神的状況等から、活用しようにも活用しようがない状況を考慮し、「能力活用していないとはいえない」から、保護の対象になることを言及して発表を終わりました。

(今回の研究会での発表は、「所報 No. 9」夏季号に掲載されております。)

(文責 片桐)

【討論】

最賃制と生活保護費との関連に興味があり、現状は生活保護以下の最賃制になっている。この運動には、労働組合運動の取組が必要である。労働者・労働組合は、生活保護と最賃制と結びつけた闘いが出来ているか? などが出された。



《参考》

生活保護の種類と給付：生活扶助、住宅扶助、医療扶助、教育扶助、介護扶助、生業扶助、出産扶助、総裁扶助の8種類。
 第2次の貧困：現代社会における、この貧困を引き起こす最大の要因は、消費者金融などへの返済金の支払い、ローン(住宅ローン、日用品の割賦販売のローン等)の支払いなどよることが考えられる。借金の支払いは、当然貧困基準の算定基礎としては考慮されていないから、総収入は、貧困基準をかなり上回っているにも拘らず、その消費生活水準は、借金の支払いによって極度に萎縮させられ、生理的生存さえ危ぶまれる状況ということもありえるわけである。

【今後の日程表】

- ◆ 9月17日(金) 18:30 ～ 第12回定例研究会
会場：静岡労政会館5F第I会議室
- ◆ 9月22日(木) 18:30 ～ 第30回所員会議
会場：静岡県庁
- ◆ 10月13日(水) 18:30 ～ 第15回知事会
会場：静岡労政会館5F第I会議室
- ◆ 10月15日(金) 18:30 ～ 第13回定例研究会
会場：静岡労政会館5F第2会議室
- ◆ 10月21日(木) 18:00 ～ 沼津講座「グローバル化と企業の社会的責任」講師：朴根好(パク クンホ) 静大助教
会場：沼津労政会館 第1会議室